**未来を担う消費者としての行動を考えてみましょう**

問い合わせ　大崎市消費生活センター　21-7321

わたしたちは消費者として、生活のあらゆる場面で商品やサービスを購入し、消費生活を送っています。

　毎年5月は、消費者庁が定める消費者月間です。この機会に、生活に潜むあらゆる消費者問題を考え、消費生活への理解を深めましょう。

**豊かな未来へ～「もったいない」から始めよう！～**

　消費生活には、消費者、商品の販売やサービスを提供する事業者、消費者の利益を保護する行政など、さまざまな立場の人が関係しています。

　消費者は、「もったいない」という考えの下、食品ロスの削減や、悪質商法などに気を付けることが大切です。

　一方、事業者は、消費者の目線に立って考えた、消費者志向の経営が求められます。

　さまざまな主体がその役割を考え、消費を通じた豊かな未来へ向けて取り組みましょう。

**契約は生活の基本**

**■契約とは**

　契約は、当事者間の合意で成立する、法的な拘束力を持つ約束をいいます。

　買い物をする、電車に乗る、アパートを借りるなども契約の一つです。わたしたちは、生活の中で無意識にさまざまな契約をしています。

**■契約の注意点**

　契約は、いったん契約すると、一方の都合で解消することはできません。消費者として契約するときは、次のことを確認しましょう。

①商品、サービス、契約金額、契約条件、事業者の連絡先・担当者名などの契約内容を確認する

②業者の勧誘時の説明、セールストークを信用できるか判断する

③信販売の場合は解約ができるのか、返品条件を確かめる

④安な点や不確かだと感じる点があれば、契約前に大崎市消費生活センターに相談する

**■クーリング・オフ制度**

　消費者を守る法律として、クーリング・オフ制度があります。不意打ち性のある電話勧誘や訪問販売などで契約した場合、一定の期間、無条件で解約できる制度です。

　最近では、インターネットなどを利用した通信販売の契約によるトラブルが急増しています。通信販売には、クーリング・オフ制度がないため、より注意が必要です。

**消費生活センターの啓発事業**

**■消費生活講座・出前講座**

　市では、消費者に身近なテーマで消費生活講座を開催しています。

　幅広い年齢層を対象に身近な買い物や契約の話、オンラインゲームやSNS（インターネットを利用した交流サイト）の正しい利用方法など、さまざまな情報を提供しています。

　出前講座では、要望に応じて地域に出向き、実際に発生したトラブル事例をもとに、対応策を具体的に示しています。希望する場合は、消費生活センターに電話で申し込みしてください。

**■消費生活サポーター**

　地域の高齢者などの消費者被害を未然に防止するため、「気づき・声かけ・つなぎ」の見守り活動をしています。

**■弁護士による無料法律相談**

多重債務を抱えている人を対象に、毎月3回開催しています。希望する場合は、消費生活センターに電話で申し込みしてください。

**■消費生活センター**

　万が一、消費者トラブルや製品事故の被害にあった場合は、一人で悩まず、消費生活センターへ連絡してください。

問い合わせ　大崎市消費生活センター（市役所東庁舎1階） 21**-**7321

**豊饒の大地「大崎耕土」世界農業遺産ブランド認証の受け付けが始まります**

問い合わせ　世界農業遺産推進課企画調整担当　23-2281

世界農業遺産に認定された大崎地域（大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町）で生産された米のブランド認証を受け付けます。

　認証されると、ブランド認証品マークを使用できます。

　大崎地域全体で、環境や生きものに配慮を行いながら、生産者を支援する先進的な制度です。ぜひ参加してください。

**■対象者**

　大崎地域に居住し、大崎地域で米を生産する個人、団体など

**■ブランド認証品目**

　大崎地域産の米

古川農業試験場で育種された品種に限ります。

**■ブランド認証の要件**

必須要件　次のいずれも実施すること

①農薬や化学肥料の使用量を5割以上低減すること

②田んぼの生きもののモニタリングを行うこと

②は、初回認定の場合は研修会への参加に替えます。2回目認定は、研修会への参加とともに行います。

選択要件　次のいずれか1つを実施すること

①農業農村の多面的機能を支える取り組み

②産地と消費者の交流

③環境負荷を低減する取り組み

④生物多様性を向上させる取り組み

⑤品種の多様性を保全する取り組み

⑥GAP（農業生産工程管理）への取り組み

**■事前登録期限**

　６月30日（火）まで

　詳しくは、「大崎地域世界農業遺産推進協議会」のウェブサイト（https://osakikoudo.jp/）を確認してください。

**木造住宅の耐震診断・改修費用と危険ブロック塀の除却費用を助成します**

問い合わせ　建築指導課指導担当　23-8057

木造住宅の耐震診断・改修費用と、危険ブロック塀の除却費用を助成します。

　詳しい要件などは、建築指導課または各総合支所地域振興課まで、事前にお問い合わせください。

**木造住宅の耐震診断助成**

　木造住宅の耐震診断の助成を行います。

**■対象建築物**

　昭和56年5月31日以前に建築した3階建て以下の木造戸建て住宅

**■負担金**

　８，４００円

２００平方メートルを超える場合は、延べ床面積により負担金が増額します。

**■受付戸数**

　先着35戸

**■受付期間**

　5月1日（金）から令和3年1月29日（金）

**木造住宅の耐震改修工事助成**

　木造住宅の耐震改修工事や建て替えを助成します。

**■対象建築物**

　市が実施した耐震診断により作成した改修計画に基づき、改修工事や建て替えを行う住宅

増築や減築を伴う改修工事は補助対象外になる場合があります。

**■補助金額**

　改修費用の5分の4（限度額100万円）

耐震改修工事に併せて行う耐震改修工事以外の工事にも、上乗せがあります。

**■受付戸数**

　先着5戸

**■受付期間**

　5月1日（金）から令和3年1月29日（金）

**危険ブロック塀などの除却助成事業**

　危険なブロック塀などを除却し、新たに設置する塀などの工事費用を助成します。

**■除却・設置対象の塀**

除却対象

　道路からの高さが1メートル以上（擁壁上の場合は0・4メートル以上）で、平成30年以降に市が実施した調査で「特に問題なし」以外に判定されたブロック塀

設置対象

　除却対象となったブロック塀の跡地に設置する生垣・フェンス・板塀などのブロック塀以外の軽量な塀

**■補助金額**

除却工事費用

除却部分の面積に対して1平方メートルあたり4000円（限度額15万円）

混用塀のフェンス部分は見付面積の2分の1、門柱は表面積の2分の1です。

設置工事費用

　除却対象のブロック塀の跡地に設置する費用の2分の1

限度額1メートルあたり6000円を乗じた額と、10万円のいずれか低い額

大崎市産木材の板塀を設置する場合は、見付面積に1平方メートルあたり3000円を加算します（限度額5万円）。

**中小企業者・小規模企業者を支援します**

問い合わせ　産業商工課商工振興担当 23-7091

市内の、中小企業・小規模企業の事業拡大費用を支援します。

　いずれも工事発注先や備品購入先は市内業者です。

　詳しい要件など、事前にお問い合わせください。

市税などの滞納がある場合は申請できません。

**■おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金**

　市内での新たな創業に必要な店舗改装費や設備費、広報費などを補助します。

対象者　地域の商工団体から推薦を受け、市内で新たに創業する人

補助額

・商店街空き店舗活用型　補助対象経費のうち3分の2以内（限度額100万円）

・UIJターン型　補助対象経費の3分の2以内（限度額100万円）

・女性創業者　補助対象経費の3分の2以内（限度額50万円）

・一般型　補助対象経費のうち2分の1以内（限度額１００万円）

募集期間

　5月1日（金）から

予算に達した時点で受付を終了します。

**■中小企業・小規模企業者施設改修・設備投資促進補助金**

　市内での事業の拡大、生産効率、サービスの向上などを目的とする施設の改修工事や設備の購入費などを補助します。

対象者

　地域の商工団体の会員で、市内で10年以上（設備投資は5年以上）営業実績のある、中小企業者・小規模企業者

補助額

　補助対象経費のうち2分の1以内（限度額100万円）

募集期間

　6月1日（月）から7月31日（金）まで

予算に達した時点で受付を終了します。

**■中小企業・小規模企業者持続化事業補助金（小規模企業者）**

　広報費やデザイン開発費など、業務の効率化や販路拡大に必要な費用を補助します。

対象者

　地域の商工団体から推薦を受けた小規模企業者

補助額

　補助対象経費の2分の1以内（限度額20万円）

募集期間

　6月1日（月）から7月31日（金）まで

予算に達した時点で受付を終了します。

**■ここまでの補助金の申込先**

・古川商工会議所 ２４－００５５

・大崎商工会 ５２－２２７２

・玉造商工会 ７２－００２７

**■中小企業・小規模企業者持続化事業補助金（中小企業製造業者）**

　製造する工業製品、新技術の販路開拓に必要な費用を補助します。

対象者

地域の商工団体またはNPO法人未来産業創造おおさきから推薦を受けた中小企業者

補助額

　補助対象経費の2分の1以内（限度額20万円）

募集期間

　5月1日（金）から

予算に達した時点で受付を終了します。

補助金の申込先

産業商工課企業立地担当　電話23-7091

**子育て世代包括支援センターができました**

問い合わせ　健康推進課母子保健担当　電話23-5311

妊娠・出産・子育てに関する、さまざまな悩みに対応する窓口として、4月から「大崎市子育て世代包括支援センター」を設置しました。

　子育て世代が健やかに安心して、出産、子育てできるよう一緒にサポートしますので、気軽にご相談ください。

**子育て世代包括支援センターの機能**

　センターでは、保健師など専門の職員が医療機関や子育て支援機関と連携し、妊娠期から子育て期に抱える不安や悩み・疑問に対しての必要な情報提供を行います。

　また、支援が必要な場合には、一人一人の状況に応じた支援プランを作成し、切れ目のない支援を行います。

**相談窓口**

　一人で悩まず、近くの相談窓口へ、気軽にご相談ください。

　また、母子健康手帳の交付や、その他の相談は、健康推進課や各総合支所市民福祉課で行っています。

・子育て世代包括支援センター（健康推進課内） 25-8925

・東部子育て世代包括支援センター（鹿島台総合支所市民福祉課内） 56-9029

・西部子育て世代包括支援センター（岩出山総合支所市民福祉課内） 72-1214

**こんな相談に対応します！**

●初めての妊娠で不安

●母乳の相談ができるところは？

●産後、気持ちが沈みがちでどうしたらいいの？

●子どもの体重の増え方が心配

●離乳食が思うように進まない

●子どもの言葉の発達が気になる

●お母さんたちが集まるところはある？

**婚活支援情報ポータルサイトができました**

問い合わせ　政策課政策企画担当　23-2129

市では、結婚を希望する人の後押しをするために、婚活支援事業に取り組んでいます。

　「大崎市婚活支援情報ポータルサイト」では、市内などで開催している婚活イベントや、婚活支援情報を集約して提供しています。

　ポータルサイトに会員登録した人へ、イベント情報が更新された場合は、メールでお知らせします。会員登録は無料です。

会員登録しない人もポータルサイトを利用できます。

**イベント掲載団体およびイベント情報の募集**

　気軽に参加できる出会いの機会と情報を多く提供するため、ポータルサイトに掲載するイベント掲載団体、およびイベント情報などを募集しています。

**掲載対象者**

　出会いの機会を提供するイベントなどの主催者で、次のいずれにも該当する団体など

①イベントなどを企画・運営する団体

②大崎市を会場に、年に一回以上イベントなどを実施する団体

大崎市以外の会場で開催する情報も掲載できます。

**掲載できる情報**

　出会いの機会となるイベント、コミュニケーション力などのスキルアップセミナー、結婚を含むライフプランセミナーなど

**掲載方法**

　市へ掲載団体登録の申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

**大崎市婚活支援情報ポータルサイト**

スマートフォンや携帯電話でQRコードを読み込むか、ウエブアドレス（https://osaki-marisapo.info/）を利用ください。

**農産加工や農家レストランを支援します**

問い合わせ　農林振興課農業経営・水田農業担当　23-7090

市内の農業者が行う農産加工施設や農家レストラン、農産加工品直売所などの施設整備に対して補助金を交付します。

　申し込み方法など、事前に詳しい要件をお問い合わせください。

国・県の補助事業を活用する場合は、申請できません。

**対象者**

　次のいずれかの人や団体

①認定農業者

②認定新規就農者

③農業法人

④農林業者3戸以上で構成する団体組織

**補助対象経費**

①製造や製品に関係する機械などを導入するための経費

②食品農産加工施設や農家レストラン、農産加工品直売所などの改修や整備に要する経費

事務用備品、冷暖房設備の経費は補助対象外です。

**補助額**

　補助対象経費の2分の1以内（上限額１５０万円）

農家レストランなどの施設整備を含む場合の上限額は、５００万円です。

**申込方法**

　5月1日（金）～29日（金）に農林振興課または各総合支所地域振興課農林担当へ申し込み

**猫の適正な飼育を心掛けましょう**

問い合わせ　環境保全課環境保全担当　23-6074

「猫がほかの家の庭にふんをする」「近所で野良猫が増えて困っている」などの相談が多く寄せられています。

　それぞれの立場で正しい行動を心掛けましょう。

**猫を飼っている人は**

**猫は室内で飼育する**

　屋外に出ると、けがや感染症の危険性が高くなります。

**迷子名札をつける**

　万が一のとき、速やかな身元確認につながります。

**不妊・去勢手術を行う**

　猫が増えすぎず、マーキングの予防などにも有効です。

**飼えなくなったときは、新しい飼い主を探す**

　個人の都合で猫を他所へ捨てることは、法令違反です。

**野良猫への餌やりに注意**

　野良猫を思いやることは大切ですが、無責任な餌やりで増加した猫の寿命は、2～4年といわれています。

　餌やりをする場合は、責任ある飼い主として世話をしましょう。